

## 協働（コミュニティとの協働・NPOとの協働）（修正案）

## 【条例素案（修正案）】

（~~地域自治の推進~~市民による地域のまちづくりの推進）

第〇条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、主体的に**地域のまちづくり**に取り組み、お互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて**協力行動**するよう努めるものとする。

~~2 市は、市民による自主的なまちづくりへの取組、地域課題の解決、市民相互の連携等を図る活動を尊重し、その支援等適切な施策を講じなければならない。~~

**2 市民は、地域のまちづくりに取り組む団体が行う活動の重要性を認識し、自らその活動に参加、協力するよう努めるものとする。**

（**地域**コミュニティ協議会）

第〇条 市民は、~~前条第2項の活動を行う組織として~~**共同体意識の形成が可能な一定の地域**において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、**地縁団体や市民活動団体などとともに身近に地域の課題を話し合い、解決できる組織として、**~~共同体意識の形成が可能な一定の地域において、~~**地域**コミュニティ協議会を設置することができる。

**2 地域**コミュニティ協議会は、~~当該地域の市民に関わられたものとし、~~自らの活動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとする。

**3 市は、地域**コミュニティ協議会の活動を尊重するとともに、その活動に対して**必要な適切な支援**を行うものとする。

（市民**公益活動**団体）

第〇条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするに**活動する市民公益活動団体の活動**を尊重するとともに、市民**公益活動団体**に対して**適切な支援に努める**を行うものとする。

## （協働の推進）

第〇条 **市民および市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働して地域のまちづくりに取り組むものとする。**

**2 市は、協働を推進するため、**~~公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。~~**仕組みを整備するものとする。この場合において、当該仕組みの整備が、多様な主体の自主性および自立性を損なうものであってはならない。**

**3 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集および提供、交流の支援、相談ならびに研修等を行う場および機会の確保に努めるものとする。**